

製造業における特定技能外国人の受入れについて (工業製品製造業分野)

2025年10月29日

中部経済産業局

工業製品製造業の特定技能制度について

製造業分野における特定技能外国人の人材像・キャリアイメージ：特定技能1号、2号

- 特定技能1号は、相当程度の知識や技能・経験を必要とする業務に従事する人材向けの在留資格です。
- 特定技能2号は、自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行する人材向けの在留資格です。

【10年目～】

複数の熟練した技能を身につけ熟練工となり、複数作業者のリーダーとなる。
その後数年かけて作業工程の管理、品質管理、原価管理等を身につけ、いざれば製造現場のマネジメント層や工場長として現場を支える存在となる。

＜特定技能2号外国人に求める人材像＞

- 自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる人材
- 監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる人材（班長、課長イメージ）。

【4年目～10年目】

製造業分野における各業務区分内で、技能実習時以外の技能を身につけ、多能工となり、経験を積む。

＜特定技能1号外国人に求める人材像＞

- 我が国製造企業で就業するべく、相当程度の知識や技能・経験を必要とする業務に従事できる人材

【1年目～5年目】

鋳鉄鋳物铸造、普通旋盤等、単能工として実習。
(※全91職種167作業)

特定技能2号 (2023年～)

- ・在留期間上限無し（更新有）
- ・家族の帯同可
- ・転職可
- ・受入れ人数上限：無
- ・受入れ人数実績：23人（2024年6月末時点・製造業分野のみ）

特定技能2号評価試験

ビジネスキャリア検定3級
(技能検定1級合格者は上記両試験免除)
+ 3年以上の実務経験

特定技能1号 (2019年～)

- ・在留期間上限 5年
- ・家族の帯同不可
- ・転職可
- ・受入れ人数上限：49,750人（2024年3月までの5年間）
173,300人（2024年4月からの5年間）
- ・受入れ人数実績：44,044人（2024年6月末時点・製造業分野のみ）

特定技能1号評価試験
+ 日本語能力

技能実習 (1993年～)

- ・在留期間上限 5年
- ・家族の帯同不可
- ・転職不可
- ・受入れ人数上限：無
- ・受入れ人数実績：約42.6万人（2024年6月末時点・全業種）
※開発途上国等に技能を移転する国際貢献の制度

海外

受入れ機関として、特定技能 1 号制度で外国人を受け入れるまでの流れ

1 号特定技能外国人の受け入れ検討開始～就労開始までの工程概要は、以下のとおりです。

1 号特定技能外国人受け入れの検討開始

一般社団法人工業製品製造技能人材機構への入会

受け入れる外国人候補の探索

1 号特定技能外国人支援計画の策定

受け入れ予定の外国人との特定技能雇用契約の締結

地方出入国在留管理局への在留資格関連の申請

- ・海外から来日する外国人の場合 : 在留資格認定証明書交付申請
- ・日本国内に在留している外国人の場合 : 在留資格変更許可申請

【海外から来日する外国人の場合】在外公館への査証(ビザ)申請

1 号特定技能外国人の就労開始

工業製品製造業分野における分野別運用方針の改正について

改正の背景・必要性

- 2024年3月の閣議決定により、製造業分野において、1号特定技能外国人の受入れ見込数が約5万人 → 約17万人（約3.5倍）へ大幅に増加（2028年に向けて）。また、対象業務区分も3から10に増加。
- 現在、当省が実施している本制度に係る技能評価試験の運営等について、その業務の大幅な拡大やサービスの拡充に対応するため、本制度を利用する事業者や業界団体が加入する民間団体を新設し、業務を移管すべく、分野別運用方針の所要の改正が必要。

改正案の概要

- ① 製造事業者団体等に対して特に課す条件として、以下の取組を実施する団体設置を追加。
 - ・特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた共同ルール策定・遵守状況確認
 - ・技能試験の運営（試験場所の確保、受験者の募集、試験の実施）等
- ② 受入れ機関に対して特に課す条件に関連して、以下の改正を実施。
 - ・受入れ機関の所属先を、従来の「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」から製造事業者団体等が設置する団体へ変更。
 - ・経済産業省による報告徴収等への協力を、受入れ機関の条件として明確化。
 - ・生産性向上・国内人材確保のための取組実施を、受入れ機関の条件に追加。
※具体的な条件として、賃上げに係るものを検討中。
 - ・受入れ機関が十分に対応できるよう、経過措置として新条件の適用までに一定期間を設定。

<参考> 外国人材が従事する業務区分

- 2024年3月29日の閣議決定で、特定技能1号の対象となる業務区分として、以下7区分が追加されました。
- また、対象となる産業分類の追加に当たり、既存3業務区分に含まれる技能として、機械金属加工区分に「強化プラスチック成形」、「金属熱処理」技能が、電気電子機器組立て区分に「強化プラスチック成形」が追加されました。

業務区分		含まれる技能（オレンジは新規追加された技能）									
既存3区分	①機械金属加工	鋳造 鋳造 ダイカスト	機械加工 金属プレス加工 鉄工	工場板金 機械保全 仕上げ	機械検査 電気機器組立て プラスチック成形	塗装 溶接 工業包装	金属熱処理 強化プラスチック成形				
	②電気電子機器組立て	機械加工 仕上げ 機械検査	機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て	プリント配線板製造 プラスチック成形 工業包装	強化プラスチック成形						
	③金属表面処理	めっき	アルミニウム陽極酸化処理								
	④紙器・段ボール箱製造	紙器・段ボール箱製造									
追加7区分	⑤コンクリート製品製造	コンクリート製品製造									
	⑥RPF製造	RPF製造									
	⑦陶磁器製品製造	陶磁器工業製品製造									
	⑧印刷・製本	印刷	製本								
	⑨紡織製品製造	紡織運転 織布運転	染色 ニット製品製造	たて編ニット生地製造 カーペット製造							
	⑩縫製	婦人子供服製造 紳士服製造	下着類製造 寝具製作	帆布製品製造 布はく縫製	座席シート縫製						

(一社) 工業製品製造技能人材機構 (JAIM) の概要

特定技能外国人の受入れに関する産業の主な業界団体及び受入れ事業所により構成。

経済産業大臣より「特定技能外国人受入事業実施法人」として登録。

名称	一般社団法人 工業製品製造技能人材機構
	Japan Association for Human Resources in Industrial Product Manufacturing (略称 <u>JAIM</u>)
所在地・設立	東京都港区虎ノ門5丁目11番2号 2025年4月7日
会長	日覺 昭廣 (日本繊維産業連盟 会長)
理事長	豊島 竹男 (三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 政策研究事業本部東京本部副本部長)
理事	素形材、産業機械、電気電子、鍍金、プラスチック、印刷、繊維の業界団体から1名 (全7名)
会員	正会員 : 製造業団体 30団体 賛助会員 : 特定技能外国人の受入れ事業所 約7,000事業所 (当初見込み)
主な業務	技能評価試験の作問・実施や対策講座、多言語による相談窓口設置、会員の行動規範遵守支援 等
会費 (年間) ※2025年度は半額	正会員 (業界団体) : 10万円 賛助会員 (外国人受入事業所) : 中小企業 6万円、大企業 8万円 ※正会員団体に入っていない場合、プラス3千円

主なスケジュール

2025年3月 工業製品製造業分野の運用方針を閣議決定

- 5月 経産省告示の改正 (経済産業大臣の登録団体とすることを規定)
- 6月 経済産業大臣の登録団体として発足
- 7月 特定技能外国人受入事業所の入会手続き開始

製造業における特定技能外国人材受入れ事例 (愛知県関係)

【出典】 経済産業省「製造業における特定技能外国人材受入れ事例（2025年8月）」
https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/top/case_study.pdf

【本社所在地】 愛知県東海市

【従業員数】 3,084人（うち1号特定技能外国人が53人（国籍：インドネシア、タイ、ベトナム、中国、フィリピン））

【主な製造品】 鋼材、鍛造品、電子機能材料・部品及び磁石応用製品

【2024年8月時点】

採用方法・業務内容

- 主に自社で技能実習を修了した者に対し、修了時点でさらに希望を聞いて、特定技能1号への在留資格変更を行っている。
- 特定技能外国人材の主な業務は、プレス機を使った鍛造作業と品質検査（鍛造工場）、および電子部品の最終検査（電子部品工場）である。
- 特定技能外国人材の役職・役割は、技能実習生にとってのリーダーであり、またロールモデルとなっている。
- 鍛造経験がある他社の技能実習修了生を特定技能外国人として受け入れる試みも新たに開始した。



定着・活躍に向けた取組等

- 社内での日本語指導・学習支援は、人事部や職場の生活指導員が担当している。当初はテキストベースだったが、現在は会話ベースの実践的な内容へシフトし、プライベートと現場の双方のシチュエーションで使える表現を中心に教えている。
- 社外では、当社のOBがボランティアとして活動している東海市国際交流協会主催の日本語教室を利用している。教室内のスピーチ大会に参加するなど、精力的に活動している者が多い。
- 人事担当者と職場の管理者・指導者が技能実習生に対して毎月一度相談会を実施し、日常生活の困りごとに関するヒアリングを行っている。会社から連絡事項がある際には通訳を用意し、母国語での質問に応じている。



受入れによる効果、活躍ぶり

- 多くの特定技能外国人が自社で3年間の実習を経験しているため、業務内容や職場の雰囲気、日本での生活に初めから慣れ親しんでいる。そのため、社内では「即戦力」という評判を受けている。
- 日本語でのコミュニケーションが不自由な技能実習生に、母国語での意思疎通が可能な特定技能外国人の先輩がつくことで、実習生の教育が円滑に進むようになっている。

本人の声

- Nさん：技能実習で3年間勉強し、特定技能になりました。上司や現場の同僚が困りごとや意見をきちんと聞いて、助けてくれます。必要とされる人になるよう仕事を頑張りたいです。
- Hさん：3年間の技能実習期間で日本語、日本文化を学びました。特定技能として愛知製鋼に来れて嬉しく思っています。今後も情熱をもって仕事に、日本語の勉強に頑張っていきます。



特定技能の先輩が新たに入社した技能実習生に指導する様子



特定技能の鍛造プレス作業



特定技能社員による技能実習生の歓迎会兼懇親会

【本社所在地】愛知県豊田市

【従業員数】 125人（うち1号特定技能外国人が21人（国籍:インドネシア））

【主な製造品】 種目プレス加工、精密プレス等による自動車等の部品製造

【2023年7月時点】

採用方法・業務内容

- 自社の一度帰国した元技能実習生の採用が主であったが、コロナウィルスや業務量等の影響により現在は他社の元技能実習生の採用も増えている。技能実習生時の評価を確認してから採用するようにしている。
- 特定技能1号として採用を決めた人材は、すでに一定程度以上の日本語能力を有しているが、採用決定から再来日までに、現地において日本語学習の機会を設けている。
- 特定技能外国人材の主な業務は、金属プレス加工である。業務区分統合後は、塗装、仕上げへの従事も可能になった。



定着・活躍に向けた取組等

- ムスリムの方が多いため、礼拝場所の設置（社内2カ所）、ラマダーンや聖誕祭等特別な行事への配慮、忘年会等食事会時の食品の注意等を行っている。
- ヒジャブ（ムスリム女性が頭や体を覆う布）について、作業中に挟まれる事故を防ぐため、本人に説明して、理解を得た上で長さの規定を設けている。グローバルな事業展開、雇用を行う場合、宗教に理解を示すことは、不可欠だと考えている。
- 豊田市国際交流協会と連携し、日本語教室への参加、各国のナショナルデー等のイベントへの参加を通じた楽器の演奏、舞踊の公演等を行っている。また、自社社員・実習生も含めた、地域のインドネシア人グループが立ち上げた団体のイベント参加・情報交換も行っている。



受入れによる効果、活躍ぶり

- 技能実習時代から身につけた技能を更に高めて、多能工的に業務に従事してもらえており、生産性向上に寄与している。
- 20名以上の特定技能外国人の受入れをしており、活気がある。今後も特定技能外国人の採用を増やしていく見込みである。
- 技能実習生にとどめても良いロールモデルとなっており、長く当社で働きたい意向をもつ人が増えるといった良い影響も与えている。



作業風景



ラマダーン明けのお祈り

本人の声

- 技能実習時に比べて、責任ある仕事を任せられるようになりました。給与も上がり、賞与ももらっています。
- 転職はできますが、慣れている職場と地域で、仕事と生活ができる安心感から、明和工業ずっと働きたいと考えています。